

令和 6 年 8 月 1 日長崎市選挙管理委員会 会議録

- 1 会議日時 令和6年8月1日（木） 15時50分から16時30分まで
- 2 会議場所 長崎市役所5階 第1委員会室
- 3 出席委員 國弘達夫委員長、奥村修計委員、西田実伸委員、岩田純一委員
- 4 議事件名 第39号議案 選挙人名簿の抹消について（死亡）
第40号議案 選挙人名簿の抹消について（転出後4箇月経過）
第41号議案 選挙人名簿の登録日について
第42号議案 在外選挙人名簿の抹消について（死亡又は国籍喪失）
第43号議案 在外選挙人名簿の抹消について（4箇月経過）
第44号議案 公職選挙法の規定によって行われる各選挙の投票区の一部改正について
- 5 審議経過 以下のとおり（要点記録）

委員長	【15：50開会】 ただいまから、選挙管理委員会を開催する。
事務局	【第39号議案】選挙人名簿の抹消について（死亡） 公職選挙法第28条第1号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、392人については、死亡が確認されたので、選挙人名簿から抹消する。
委員長	抹消者（男 174人 女 218人 計 392人） 原案どおりとしてよいか。
委員	異議なし。
委員	（第39号議案可決）
事務局	【第40号議案】選挙人名簿の抹消について（転出後4箇月経過） 公職選挙法第28条第2号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、3,166人については、本市の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過したことが確認されたので、選挙人名簿から抹消する。
委員長	抹消者（男 1,733人 女 1,433人 計 3,166人） 原案どおりとしてよいか。
委員	異議なし。
委員	（第40号議案可決）
事務局	【第41号議案】選挙人名簿の登録日について 公職選挙法第22条第1項に規定する選挙人名簿の登録を行う日（令和6年9月1日現在）を、登録月の1日の直後の地方公共団体の休日以外の日（同年9月2日）に定める。
委員長	原案どおりとしてよいか。
委員	異議なし。

事務局	(第 4 1 号議案可決)
委員長	【第 4 2 号議案】在外選挙人名簿の抹消について（死亡又は国籍喪失） 公職選挙法第 3 0 条の 1 1 第 1 号の規定により、在外選挙人名簿に登録されている者のうち、1 人については、死亡が確認されたので、在外選挙人名簿から抹消する。 抹消者（男 0 人 女 1 人 計 1 人） 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第 4 2 号議案可決)
事務局 委員長	【第 4 3 号議案】在外選挙人名簿の抹消について（4 箇月経過） 公職選挙法第 3 0 条の 1 1 第 2 号の規定により、在外選挙人名簿に登録されている者のうち、3 人については、国内の市町村に新たに住所が定められた日後 4 箇月を経過したことが確認されたので、在外選挙人名簿から抹消する。 抹消者（男 0 人 女 3 人 計 3 人） 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第 4 3 号議案可決)
事務局 委員長 事務局 委員長	【第 4 4 号議案】公職選挙法の規定によって行われる各選挙の投票区の一部改正について 公職選挙法の規定によって行われる各選挙の投票区の一部を改正する。 投票区として区域が指定されていない場所に住所が設定され、このように投票区の一部を改正することはよくあるのか。 稀有な事例である。 投票区を指定する際は基本、町単位で指定する（例：第 1 投票区 ○○町）が、今回は町が 2 つの投票区（例：第 2 投票区 △△町1番1号～5番5号、第 3 投票区 △△町5番6号～9番9号）で構成されており、番地等でそれぞれの投票区を指定していた。今回、指定されていない区域に家が建設されたため、結果として、今回のように投票区の一部を改正する必要性が生じた。 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第 4 4 号議案可決)
委員長	これをもって、選挙管理委員会を閉会する。

【 1 6 : 3 0 閉会】